

# 令和5年度訪日外国人旅行者向け千葉市観光ガイドマップ及び 海外セールス用パンフレット作成業務委託仕様書（案）

## 1 業務名

令和5年度訪日外国人旅行者向け千葉市観光ガイドマップ及び海外セールス用パンフレット作成業務委託

## 2 業務目的

本市がターゲット国と定めている台湾、マレーシアを始め、インバウンド需要が急激に回復する中、訪日外国人旅行者や現地旅行代理店へ効果的なプロモーションを行うためのツールが必要不可欠であることから、訪日外国人旅行者向け千葉市観光ガイドマップ（以下「ガイドマップ」という。）及び海外セールス用パンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成する。

## 3 業務内容

### (1) ガイドマップ作成業務（翻訳・編集・制作・印刷等）

#### ア 英語版ガイドマップの作成

令和3年度に発行した英語版ガイドマップ『CHIBA CITY OFFICIAL GUIDE MAP』について、令和5年度に発行する日本語版『千葉市観光ガイドマップ』のデータをもとに、掲載内容を更新し英語版ガイドマップを作成する。

#### イ 繁体字版ガイドマップの作成

上記アの英語版ガイドマップを繁体字に翻訳したガイドマップを作成する。

#### ウ 制作要件

(ア) 原稿の確認は日本語で行い、確認した原稿をもとに英語、繁体字に翻訳すること。

なお、翻訳は英語及び中国語のネイティブスピーカーが行うこととする。

(イ) 原則として、令和5年度に発行する日本語版『千葉市観光ガイドマップ』のデータをもとにガイドマップを更新するが、一部、写真の差替えや写真差替えに伴う説明文の変更など発注者からの要望を踏まえ、修正を要する場合がある。

(ウ) 表紙デザインは、訪日外国人旅行者が千葉市の観光マップあること及び千葉市の強みが一目で分かるデザインとすること。

(エ) 校正原稿の提出は、日本語で1回、日本語原稿確定後、英語、繁体字で2回の合計3回程度とすること。

#### (オ) 紙媒体の仕様

a 規格 展開A2判 ジャバラ5山+2つ折（210 x 100 mm）

b 用紙 再生コート紙 73 kg

c 印刷 4色カラー印刷

d 言語 英語、繁体字

#### (カ) 成果品

a 印刷物 英語・繁体字各1万部（合計2万部）

b 電子データ 上記「a. 印刷物」の版下データ

ai データ等の編集可能なデータ及びPDF（高画像かつWEBに最適なもの）

(キ) 支給データ

契約締結後、発注者より英語版『CHIBA CITY OFFICIAL GUIDE MAP』（R3年度）及び『千葉市観光ガイドマップ』（R5年度）の ai データを支給する。

また、原則、掲載する写真の入手は発注者が行うこととする。

(2) パンフレット作成業務（翻訳・編集・制作・印刷等）

本市が令和元年度に発行したパンフレット（英語・繁体字）のデータをもとに、掲載内容を更新し英語版・繁体字版のパンフレットを発行する。

(制作要件)

ア 別紙「修正指示書」にもとづき、パンフレット掲載内容を更新すること。

イ 新たに翻訳が必要となる箇所については、英語及び中語のネイティブスピーカーによる翻訳作業を行うこと。

ウ 校正原稿の提出は、英語、繁体字それぞれ3回程度とすること。

エ 紙媒体の仕様

(ア) 規 格 観音開き、仕上がりサイズA4

(イ) 用 紙 再生コート紙 110kg

(ウ) 印 刷 4色カラー印刷

(エ) 言 語 英語、繁体字

オ 成果品

(ア) 印刷物 英語・繁体字各1千部（合計2千部）

(イ) 電子データ 上記「(ア)印刷物」の版下データ

ai データ等の編集可能なデータ及びPDF(高画像かつWEBに最適なもの)

カ 支給データ

契約締結後、発注者より令和元年度に発行したパンフレット（英語・繁体字）の ai データを支給する。

また、原則、掲載する写真は発注者から提供するものとする。

#### 4 著作権

制作物の著作権は発注者に帰属し、原則として二次使用は認めない。

#### 5 納品について

(1) 納入期限 令和6年3月29日（金）

(2) 納品先

ア ガイドマップ(英語版・繁体字版)

発注者が指定する50施設（市内）へ送付すること。

なお、送付先は発注後に別途指示する。

イ パンフレット(英語版・繁体字版)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市役所経済農政局経済部 観光プロモーション課

(3) その他

紙媒体についてはクラフト梱包で納品することとし、電子データについては、校正終了後の最新データを pdf 形式及び修正や変更が可能な状態の ai 形式にて、CD-R OM等の電子媒体に収録し提出すること。

## 6 その他特記事項

### (1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に発注者と協議又は打合せを行うとともに、発注者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

### (2) 仕様の変更

受注者が止むを得ない事情により、本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、その承認を得ること。

### (3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

### (4) その他

本仕様書に記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議すること。

以上